

外来化学療法診療料 1 について

当院では「外来腫瘍化学療法診療料 1」の算定について厚生局へ届け出ています。また算定に当たり、下記のとおり緊急時等の体制を整えています。

- ◆ 専任の医師、看護師又は薬剤医を院内に常時 1 人以上配置し、本診療料を算定している患者さんからの電話等による緊急の相談に 24 時間対応できる連絡体制を整えています。
- ◆ 急変時には当該患者が入院できる体制を整えています。
- ◆ 患者さんごとに実施される化学療法の治療内容の妥当性を評価し、承認する委員会(※)を開催しています。

※委員会構成メンバーについて

化学療法に携わる診療科の医師

業務に携わる看護師、薬剤師、臨床検査技師、管理栄養士